

岐阜県公報

号外 (一) 令和二年七月三十一日

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

一

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(同)

二

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六十条の表中二十二の項を二十三の項とし、八の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

八 食品科学研究所 副所長

附則

この規則は、令和二年八月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十三号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「産業技術総合センター総務課長」を「産業技術総合センター総務課長」に改める。

科学研究所副所長

附則

この規則は、令和二年八月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「二種」を「二種、食品科学研究所の副所長にあつては六種」に改める。

附則

この規則は、令和二年八月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十五号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表知事の部産業技術総合センターの項次に次のように加える。

食品科学研究所						職員 の 職務			
---------	--	--	--	--	--	---------------	--	--	--

附則

この規則は、令和二年八月一日から施行する。